



新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援情報一覧

支援などを受けるにはいくつかの条件があります。詳しくは各問合せ先にご確認ください。
また、紹介したものの以外にも様々な支援制度がありますので、気軽にご相談ください。

どこに相談すればいいかわからない場合は

事業者

新型コロナウイルス対応事業者総合支援窓口 ☎52-6777

受付時間／9:00～12:00、13:00～16:00（土・日曜日、祝休日を除く）

ところ／中央図書館分館 1階

相談員／富士商工会議所職員（月・金曜日）、富士市商工会職員（木曜日午前）、富士信用金庫職員（木曜日午後）、静岡県よろず支援拠点出張相談（水曜日）

個人

富士市ユニバーサル就労支援センター ☎64-6969

受付時間／8:30～17:15（土・日曜日、祝休日を除く）

ところ／フィランセ東館 1階

支援情報について詳しくは、市ウェブサイトでもご覧いただけます。



富士市 コロナウイルス 🔍 検索

【事業者向け給付金など】

※記載がない場合、問合せ先の受付は平日のみ。

名称	内容	問合せ
第二次持続化プラス給付金	事業全般に広く使うことができる富士市独自の給付金です。 対象／市内の中小法人、個人事業者 給付要件／①令和2年12月1日以前から事業収入を得ていて、今後も事業を継続する意思があること②令和3年1～3月に平成31年（2019年）同月比等で事業収入が30%以上減少した月があること③市税の滞納がないこと 給付金額（複数の事業を営む場合も同額）／ 減少率30%以上50%未満：1事業者当たり10万円、減少率50%以上70%未満：1事業者当たり20万円、減少率70%以上：1事業者当たり30万円 申請方法／3月15日～5月17日に、必要書類を郵送で提出	第二次富士市持続化プラス給付金事務処理会場（3月15日～5月17日） ☎55-2953 提出先／〒417-8601 富士市役所商業労政課第二次富士市持続化プラス給付金事務処理会場
緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金	令和3年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛の影響を受け、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等への給付金です。	一次支援金事務局相談窓口 ☎0120-211-240
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により、休業することになった中小企業及び大企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）をもらうことができなかった人に支給します。	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
富士市経済変動対策貸付資金	静岡県経済変動対策貸付の利子補給を市が行うことで、低金利で融資を受けられます。 対象／市内に工場・事業所を有していて、前年同月比で売上高が減少している事業者（売上げ減少の認定が必要です）	市内各金融機関または産業政策課（市役所5階） ☎55-2952
新型コロナウイルス対応マル経融資	マル経基準金利（変動利率）を、当初3年間は富士市が利子補給を行い、実質金利は0%になります。 対象／最近1か月の売上高が、前年または前々年同月比で5%以上減少している事業者など	富士商工会議所 富士市商工会 本所・鷹岡事務所 ☎71-2358 富士川事務所 ☎81-1280
生産性革命推進事業（持続化補助金）	【小規模事業者持続化補助金】 小規模事業者が販路開拓のために行う取組に対して、補助金を交付します。 補助金額／上限50万円 補助率／3分の2（通常枠） 応募締切／令和3年6月4日（金）当日消印有効（一般型の5次締切）	富士商工会議所 富士市商工会 本所・鷹岡事務所 ☎71-2358 富士川事務所 ☎81-1280
事業再構築補助金	新分野展開や業態転換等を目指す中小企業等を支援します。 対象／中小企業（通常枠・卒業枠）、中堅企業（通常枠、グローバルV字回復枠） 補助金額／100万円から場合によっては1億円 補助率／3分の2または2分の1 ※補助は各枠により異なります。	事業再構築補助金事務局コールセンター ☎0570-012-088（ナビダイヤル） ☎03-4216-4080（IP電話） （土・日曜日、祝休日を除く9:00～18:00）
雇用調整助成金の特例措置	雇用する労働者に休業・教育訓練を行い、休業手当・賃金を支給した場合、支給した全額を助成します（支給率や上限額あり）。 対象／新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主 内容／特例措置の内容説明、支給申請方法の説明 など	雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999 （土・日曜日、祝休日を含まず9:00～21:00） ハローワーク富士 ☎51-2151
国税・県税・市税の納税猶予	納税が困難な場合、右記の問合せ先にそれぞれご相談ください。	国税 富士税務署 ☎61-2460 県税 富士財務事務所 ☎65-2112 市税 収納課（市役所3階） ☎55-2730

こんなときは	名称	内容	問合せ
休業などにより収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための生活費の貸付が必要	特例貸付 緊急小口資金 (無利子)	貸付金額／10万円 (要件を満たす場合は20万円) 据置期間／1年以内 償還期間／2年以内 受付期間／6月末日まで	富士市社会福祉協議会 ☎64-4649 ※相談は要予約です。
収入の減少や失業などのため、生活の立て直しが必要	特例貸付 総合支援資金 (生活支援費) (無利子)	貸付金額／単身の場合：月15万円以内、2人以上の場合：月20万円以内 貸付期間／原則3か月以内 据置期間／1年以内 償還期間／10年以内 受付期間／6月末日まで	富士市社会福祉協議会 ☎64-4649 ※相談は要予約です。
離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況	給付 住居確保給付金	給付金額／家賃実費分。上限あり(世帯人数により金額は異なります。単身世帯：3万7,000円、2人世帯：4万4,000円、3人世帯：4万8,000円など) 支給期間／原則3か月 ※支給期間終了後に解雇された場合は、再度申請できる場合があります。	富士市ユニバーサル就労支援センター ☎64-6969
経済的な事情などで困窮している	給付 「生理の貧困」支援事業	経済的な事情などで困窮している女性に対し、生理用品を無償で配布しています。女性職員が対応しますので、お気軽にお越しください。 配布場所／こども家庭課、こども未来課またはフィランセ東館1階の富士市社会福祉協議会、富士市ユニバーサル就労支援センター	生活支援課 (市役所4階) ☎55-2886 こども家庭課 (市役所4階) ☎55-2763
納税等が困難 (財産に相当な損失が生じた場合や、自身や家族が罹患・廃業・休業・利益が減少した場合など、それぞれ一定の要件があります)	免除 国民年金保険料の免除申請	令和2年2月分以降の国民年金保険料が免除される場合があります。 申請方法／免除申請書に所得の申立書を添付して提出	富士年金事務所 ☎61-1900
	減免 介護保険料の減免	令和3年4月1日～令和4年3月31日に納期限を迎える65歳以上の人の介護保険料を減免します。 申請方法／申請書と世帯の主たる生計維持者の収入・罹患・廃業などの状況が分かる書類などを提出	介護保険課(市役所4階) ☎55-2766
	減免 国民健康保険税の減免	令和3年4月1日～令和4年3月31日に納期限を迎える国民健康保険税を減免します。 申請方法／申請書と世帯の主たる生計維持者の収入・失業・罹患などの状況が分かる書類などを提出	国保年金課(市役所3階) 国民健康保険被保険者は ☎55-2752 後期高齢者医療被保険者は ☎55-2754
	減免 後期高齢者医療保険料の減免	支払いが困難な場合、国保年金課高齢者医療担当にご相談ください。	
	猶予 水道料金・下水道使用料の支払い猶予	支払いが困難な場合、上下水道営業課にご相談ください。 猶予期間／最長4か月	上下水道営業課 (県富士総合庁舎6階) ☎67-2827
猶予 市税の納税猶予	個人住民税・固定資産税など市税の納税が困難な場合、収納課にご相談ください。	収納課 (市役所3階) ☎55-2730	
解雇等により、住居を失った	支援 市営住宅への一時入居	解雇等により、居住している住居から退去しなければならないまたは退去した人に対して、市営住宅への一時入居の支援をします。 住居提供期間／最長1年 使用料／各部屋の最低家賃(光熱水費・共益費は自己負担) 申請方法／住宅政策課または県住宅供給公社にご相談ください ※敷金は免除。連帯保証人は不要ですが、緊急連絡先は必要です。	住宅政策課(市役所7階) ☎55-2843 県住宅供給公社 (市役所5階) ☎55-2817
小・中学校の教育費用に困る	支援 就学援助	経済的な理由から子どもの義務教育に支障があると認められる保護者に対して、学用品費・給食費・医療費などを援助します。 申請方法／子どもが就学している小・中学校にご相談ください	学務課 (市役所7階) ☎55-2868
子育てに対する負担が増加したり収入が減少したりした低所得世帯	給付 子育て世帯生活応援給付金	低所得の子育て世帯に対して、給付金を支給します。 給付金額／1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を加算 申請方法／申請書と必要書類を提出 ※申請書及び必要書類はこども家庭課・総合案内(市役所2階)で配布するほか、市ウェブサイトでごダウンロードできます。	こども家庭課「子育て世帯生活応援給付金窓口」 (市役所4階) ☎55-2815
収入が減少した低所得のひとり親世帯	給付 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)	ひとり親世帯等に対して、給付金を支給します。 給付金額／対象児童1人当たり5万円 申請方法／令和4年2月28日(月)までに、申請書と必要書類を提出 ※ふたり親世帯分については、詳細が決まり次第、お知らせいたします。	こども家庭課 (市役所4階) ☎55-2738